

○ 柏市附属機関設置条例

平成 8 年 3 月 29 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(守秘義務)

第 3 条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 4 条 第 2 条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 6 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(柏市民文化会館条例の一部改正)

2 柏市民文化会館条例(昭和 47 年柏市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 を削る。

(柏市民ギャラリー条例の一部改正)

3 柏市民ギャラリー条例(昭和 54 年柏市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

附 則(平成 12 年条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成 18 年 4 月 18 日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 18 日までとする。

(柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 柏市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年柏市条例第 38 号)

(2) 柏市住居表示審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 3 号)

(3) 柏市通学区域審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 7 号)

(4) 柏市総合計画審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 28 号)

(5) 柏市生涯学習推進協議会条例(平成 4 年柏市条例第 10 号)

(6) 柏市行政改革推進委員会条例(平成 7 年柏市条例第 32 号)

別表(第2条)

(平10条例6・平11条例7・平12条例29・平17条例17・一部改正)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会	被表彰者についての審査に関する事務	15人	市長が別に定める。
	柏市特別職報酬等審議会	市議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額についての審議及び答申に関する事務	10人以内	市長が別に定める。
	柏市総合計画審議会	総合計画についての調査及び審議並びに答申に関する事務	25人以内	市長が別に定める。
	柏市行政改革推進委員会	行政改革の課題及び推進状況についての調査及び審議並びに答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市男女共同参画推進審議会	女性問題に関する総合的施策の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施についての調査及び審議並びに答申に関する事務	20人以内	市長が別に定める。
	柏市健康福祉審議会	総合的な健康福祉施策の推進についての審議及び答申に関する事務	25人以内	2年
	柏市予防接種調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理についての調査及び審議並びに答申に関する事務	6人	2年
	柏市老人ホーム入所判定審査会	老人ホーム入所措置の要否についての審査及び答申に関する事務	6人	2年
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	12人	市長が別に定める。
	柏市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
教育委員会	柏市就学指導委員会	心身に障害のある児童生徒の適正な就学についての判定及び具申に関する事務	14人	2年
	柏市スポーツ障害予防委員会及びその専門委員会	スポーツ障害の予防についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市通学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域についての審議及び答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。